

令和6年度 職員非常招集訓練・災害対策本部設置訓練実施要領 【職員対象】

1. 目 的

千曲市地域防災計画、千曲市業務継続計画に基づき、災害発生時における職員の非常招集による参集時間等の検証を行い、初動体制の迅速化・円滑化を図るとともに、市民の身体、生命に危険が及ぶ恐れがあるような場合に、速やかな避難者の受入体制を整え迅速かつ円滑な避難活動を確保するため訓練を実施する。

2. 訓練概要

(1) 訓練実施日

職員非常招集訓練・災害対策本部設置訓練

令和6年6月24日（月）～28日（金）のいずれかの日 午前6時30分～

(2) 災害想定

糸魚川－静岡構造線断層帯（北部）小谷村から大町市を震源域とするマグニチュード7.7の大地震が発生。市内でも最大震度6弱を観測し、各所で被害が発生しているもよう。職員は3号配備体制により災害対応にあたる。

(3) 訓練内容

① 職員非常招集訓練

- 1) 実施時間 午前6時30分から午前7時45分
- 2) 対象職員 市庁舎勤務職員
- 3) 訓練場所 各課
- 4) 訓練内容 職員の参集方法及び時間の確認

② 災害対策本部設置訓練

- 1) 実施時間 午前7時50分から午前8時05分
- 2) 対象職員 本部長（市長）、副本部長（副市長、教育長）
本部員（総務部長、危機管理防災担当部長、企画政策部長、公民共創推進担当部長、市民環境部長、健康福祉部長、次世代支援部長、経済部長、建設部長、教育部長、文化創造担当部長、議会事務局長、千曲坂城消防組合消防長）
本部室（防災係長他）
総務部（総務課長）
秘書広報部（秘書広報課長）
- 3) 訓練場所 応接会議室、庁議室
- 4) 訓練内容 専用電話、外線電話等の設置（警戒本部設置時に設置済）
災害対策本部会議開催（参集職員数の報告、公共施設被害状況確認、市内被害状況確認、避難所開設指示、その他指示事項の徹底等）

3. その他

- ・千曲市に災害等が発生した場合、又は発生する恐れがある場合は中止する。

非常招集訓練・災害対策本部設置訓練及び 避難所等開設・合同訓練実施シナリオ

非常招集訓練・災害対策本部設置訓練 【6月24日（月）～28日（金）までのいずれかの日】

	時 間	内 容
①	6:30	糸魚川・静岡構造線（断層帯）「北部」の断層を震源とする大地震が発生 その規模はマグニチュード7.7と推定され、千曲市では震度6弱を観測
②	6:40	職員は3号配備となることから、千曲市メール配信サービス（職員グループ）による災害 発生メールを全職員に配信
③	7:45	職員参集 （各課長にて参集者、参集時間取りまとめ） 職員は各課にて待機 別添受付簿参照） 課長 → 部長へ参加人員報告
④	7:50	災害対策本部設置
⑤	7:50	災害対策本部会議開催
		招集人員報告 部長より
		本部長より指示事項の徹底
⑥	8:05	災害対策本部解散
⑦	8:15	非常招集訓練 各課にて待機
		市長（本部長）訓示【庁内放送（301 会議室）より】
⑧	8:20	非常招集訓練、災害対策本部設置訓練終了

職 員 各 位

総務部長
危機管理防災担当部長

災害時における職員の防災訓練の実施について（通知）

このことについて、下記により訓練を実施しますので通知します。

記

1. 目 的

千曲市地域防災計画、千曲市業務継続計画に基づき、災害発生時における職員の非常招集による参集時間等の検証を行い、初動体制の迅速化・円滑化を図るとともに、市民の身体、生命に危険が及ぶ恐れがあるような場合に、速やかな避難者の受入体制を整え迅速かつ円滑な避難活動を確保するため訓練を実施する。

2 訓練想定

糸魚川・静岡構造線（断層帯）「北部」の断層を震源とする大地震が発生し、規模はマグニチュード 7.7 と推定され、千曲市では震度 6 弱が観測された。

震度 6 弱以上の地震が発生した場合、千曲市地域防災計画及び千曲市業務継続計画において第 3 号配備の体制をとり、災害対策本部を設置することを定めている。

以上から該当する職員の招集、災害対策本部の設置を行う。

3 訓練内容・実施日

（1）職員非常招集訓練

- ① 実施日 令和 6 年 6 月 24 日（月）から 6 月 28 日（金）までのいずれかの日
- ② 実施時間 午前 6 時 30 分から午前 7 時 45 分
- ③ 対象職員 市庁舎勤務職員（会計年度任用職員を除く）
（千曲市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例による休暇職員は除く）
- ④ 訓練場所 各課
- ⑤ 訓練内容 職員の参集方法及び時間の確認
 - 千曲市メール配信サービス（職員グループ）による招集メールを配信
（職員連絡網による電話連絡は実施しない）
 - 受信確認後、市庁舎に速やかに参集
 - 職員は各課にて受付（参集時間の記載）
 - 各課執務室で地域防災計画、業務継続計画に基づく災害応急業務の手順を確認
 - 課長は、参集職員数を部長へ報告

- ⑥ 参集条件 参集手段は徒歩または自転車とする。ただし、自宅から通勤距離が2 km以上の職員にあっては自家用車も認める。(市庁舎及び立体駐車場への駐車は不可)
- ⑦ 報告 各課ごと「非常招集訓練受付簿」により、当日中に報告を行う。
報告先：Web21 共有書庫→危機管理防災課収受→R6 非常招集訓練受付簿

(2) 災害対策本部設置訓練

- ① 実施日 職員非常招集訓練実施の日
- ② 実施時間 午前7時50分から午前8時05分
- ③ 対象職員 本部長(市長)、副本部長(副市長、教育長)
本部員(部長12名)総務課長、秘書広報課長
- ④ 訓練場所 応接会議室、庁議室
- ⑤ 訓練内容 部長は、参集職員数を本部長へ報告
専用電話、外線電話等の設置
災害対策本部開催による指示事項の徹底等

4 服装等

作業服(半袖可)、ヘルメット、運動靴(災害時は長靴)、総務課より貸与された安全ベスト着用とする。

5 時間外勤務の取り扱い

当該訓練は時間外勤務とみなし、自宅出発から始業時間(午前8時30分)までの時間を代休扱いとする。(主幹以上の管理職は対象外)

総務部危機管理防災課防災係 課長：横林 係長：湯本 担当：高松(内線：4161)
--